

記者発表資料



平成23年7月15日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」について

7月15日（金）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

同法律案は、被災者生活再建支援金について、東日本大震災の重大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設けるものです。

【概要】

被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設（第5条の2関係）

被災者生活再建支援金補助金について、今般の東日本大震災に限った措置として、既に支給した支援金を含め国の補助率を50%から80%に引き上げる。

<参考>

・被災者生活再建支援法（平成10年制定）

都道府県の相互扶助により、都道府県が拠出した基金を活用し、住宅の被害程度や再建方法に応じ最大300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を被災世帯に支給

・関係予算

第1次補正予算：520億円

第2次補正予算：3,000億円（予定）

c. f. 基金残高：約538億円（平成22年3月末現在）

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）付 後藤、中見、大部
03-5253-2111（内線51610） 03-3501-5191（直通）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」
(東日本大震災財特法)の一部を改正する法律(第2次補正予算関連)

平成23年7月
内閣府防災担当

東日本大震災の甚大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設ける。

被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設(第5条の2関係)

背景

被災者生活再建支援法

(平成10年制定)

【目的】 自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって
住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

- 全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
- 国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

(注)平成21年度末基金残高 約538億円

東日本大震災の発生

甚大な住宅被害が発生

法律案の概要

東日本大震災に限り、国の補助率を80%とする特例措置(注)を設ける。

(注)施行日前に支給した金額についても、遡って特例措置の補助率を適用。

第1次補正予算(520億円)に引き続き、
第2次補正予算において3,000億円を措置予定
(支給対象世帯数:約20万世帯)

被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、引き続き、被災した世帯の生活の再建を確実に支援

7月29日(金) 公布・施行

平成23年度 第2次補正予算(案)の概要

【内閣官房】

○ 東京電力に関する経営・財務調査委員会経費 10.2億円

原子力損害賠償支援機構法に基づき行われる東京電力の資産に対する評価及び経営内容の徹底した見直し等を行うため、機構設置までの間に内閣官房において行う東京電力の経営・財務調査等に必要な経費

○ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費 2.5億円

東京電力福島原子力発電所における事故・被害の原因を究明するため、調査・検証を中立的な立場から多角的に行い、事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行う、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の運営に必要な経費

○ 「日本ブランド」復活のための対外発信力強化経費 13.0億円

1 東京電力福島原子力発電所事故により発生している風評被害(鉱工業品・農水産品の輸出制限、入国者数・留学生の減少、投資リスク等)から生じる将来的な損害を減少させるために、総理・官房長官等に直結する首相官邸から、海外に対し情報を迅速・正確・効果的に発信するために必要な経費

(2.3億円)

2 東日本大震災により損なわれた日本の食、観光、製品等への信頼性回復のため、クールジャパンによる日本ブランドの復興キャンペーンを実施するために必要な経費

(10.7億円)

○ 東日本大震災復興対策本部に必要な経費 5.2億円

東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図るために設置された東日本大震災復興対策本部の運営に必要な経費

【内閣府本府】

○被災者生活再建支援金補助金

3,000億円

被災者生活再建支援制度は、全国の都道府県が相互扶助の観点から基金へ拠出し、住宅が全壊した場合等に1世帯当たり50万円～100万円の基礎支援金、更に再建を行う場合に、1世帯当たり50万円～200万円の加算支援金が支給される制度。

※ 単身世帯への支給額は、それぞれ3/4の額。

今般の東日本大震災に限った特例措置として、既に支給した支援金を含め補助率(現行50%)を80%へ引き上げ。地方負担(20%)のための基金積増し分についても2次補正予算において増額される特別交付税により全額手当て

被災世帯数を十分見込む(20万世帯)とともに、加算支援金を含めた支援金全体の支給に必要な規模を措置

○子ども等に対する放射線影響の緊急防止策について

180億円

福島県からの要望を踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業を中長期的に実施するための基金を県に創設。

上記基金により、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業、学校施設等における空調設備等の設置支援等を行うための経費

○除染ガイドライン作成等事業

2.0億円

学校、公園、通学路や公民館等の公共施設等における福島県の除染活動等の効果を基に、効率的・効果的な手法を分析した上、ガイドラインの作成や結果の分析を行うための経費

合 計 3,212.7億円